

県南広域振興局長告示第 252 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 16 項の規定により、和賀川土地改良区（北上市）から役員の退任について次のとおり届出があった。

平成 19 年 12 月 18 日

県南広域振興局長 酒 井 俊 巳

理事

小田島 篤 北上市和賀町山口 45 地割 59 番地